

ドイツにおける移民・民族問題の現状

ドイツ-日本研究所 四釜綾子

1 ドイツにおける移民

ドイツは第二次世界大戦後の復興とその後の経済発展による人手不足を補うために1950年代からトルコ、イタリア、ポルトガル、ギリシャ等と政府間協定を締結する形で労働者を迎え入れてきた(『新詳地理資料 COMPLETE 2008』[以下、資料集] p.166 「[7]-2増大する外国人労働者」参照)。

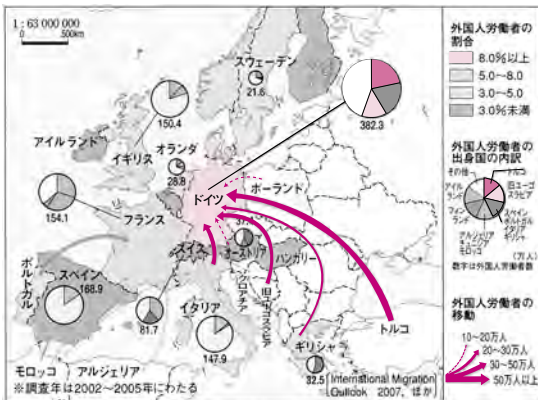


図1 増大する外国人労働者
『新詳地理資料 COMPLETE 2008』 p.166 [7]-2

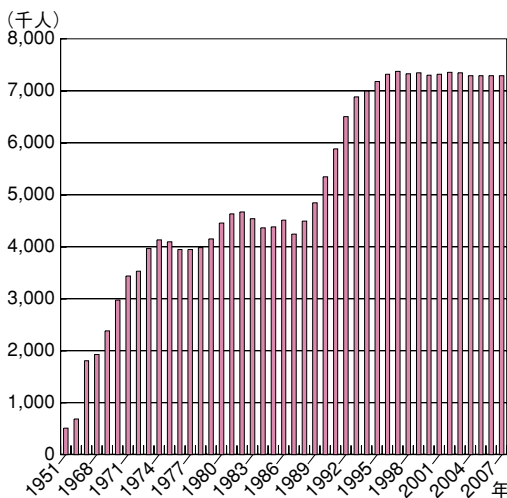


図2 ドイツにおける外国籍人口の増加
(Ausländerzahlen[2007]より作成)

※1951~68年の間は、1961年と1967年の数値。1968年以降は1年ごとの数値。

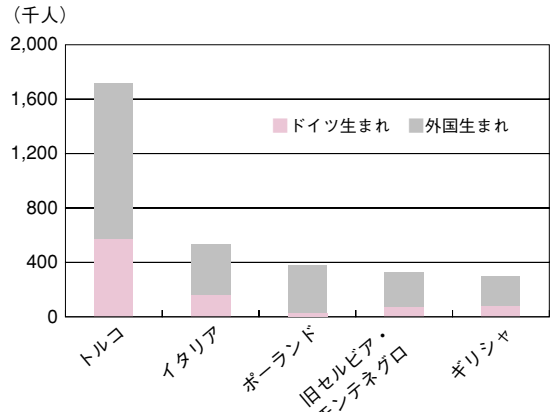


図3 ドイツ生まれの移民数
(Ausländerzahlen[2007]より作成)

現在はドイツで生活の基盤を築いた移民の二世、三世が生まれ育っており、現在の外国人人口は約730万、全人口の約9%を占める(『新詳高等地図初訂版』[以下、地図帳] p.119 「③おもな国の外国人労働者数の変化」も併せて参照)。

外国人労働者を表すドイツ語Gastarbeiter (ガスタルバイター) は世界的にも有名になったが、一時的な滞在者という意味合いをもつこの言葉は、外国人労働者とその家族がドイツに定住している現実をふまえて、現在公的には使われていない。

国籍別の割合では圧倒的にトルコが多く、全体

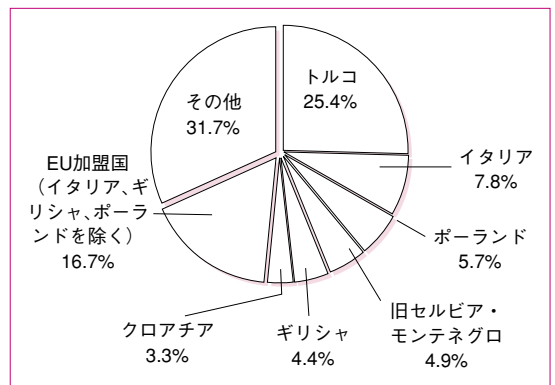


図4 ドイツにおける国籍別外国人人口の割合
(Ausländerzahlen[2007]より作成)

の4分の1を占める。これは戦後の二国間協定でトルコと協定を結んでいたことに始まり、その後もトルコの人たちにとって西ヨーロッパは出稼ぎ先として定着していることがあげられる。イタリアやギリシャからも二国間協定で戦後多くの労働者を迎え入れていた。当時まだ労働者の送り出し国であったイタリアやギリシャなどの国々が現在では先進国として豊かになっていることからすでに祖国に帰った人も多い。同時にドイツで生まれ育った二世、三世がそのまま残っているケースも多く見られる。旧セルビア・モンテネグロからは内戦の際、多くの難民を受け入れたことと関係している（資料集p.164「消える『ユーゴスラビア』」、地図帳p.121「①言語・紛争・難民」、『新詳地理B 初訂版』p.318、324、『標準高等地図 初訂版』p.29、30）。

戦後ドイツは多くの難民を出したことへの反省と、多くの国に受け入れてもらったことへの感謝から難民を積極的に受け入れてきた（資料集p.221「②-③おもな国の受け入れ難民数と援助額」）。しかし、近年は「経済難民」ともいわれる豊かな国を求めてやってくる難民の受け入れ問題などから難民認定の基準を厳しくするなど、さまざまな制限を設けている。

② EU拡大とトランスボーダー

EUでは人の行き来を自由にし、積極的な交流を図ることが進められている（資料集p.165「シェンゲン協定」）。そのためEU加盟国の人々はパスポートではなく、身分証明書だけでEU内を移動することが可能である。国や国境をほとんど意識せずに人々が移動できる、まさにトランスボーダー化したEU内では人々の交流のみならず、生活の豊かさや仕事を求めて人が移動するという現象が起きている。とくに東欧の国々がEUに加わってからは、西ヨーロッパ諸国との経済格差から、EU内で労働人口の移動が起きている（資料集p.166「⑦-①広がる経済格差」）。地理的にEUの中心に位置し、9か国と国境を接しているドイツでは、鉄道による人の往来が盛んで、入国を制限することは非常

に難しい。

これまで不法労働者としてドイツで働いていた東欧諸国の人々は、母国がEUに加盟したことによって突然「合法」滞在になるといったおもしろい現象も起きた。

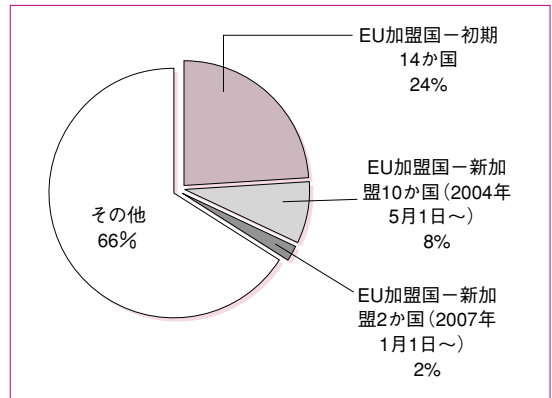


図5 在ドイツ外国人におけるEU人口の割合

(Ausländerzahlen[2007]より作成)

(資料集p.169「5.EUのあゆみ」参照)

③ 社会への統合と移民法

近年、ドイツのみならず西ヨーロッパ各国で移民の社会への統合が国の重要課題の一つとなっている。かつて移民はその国への在住期間と比例して社会に統合される、つまり長く暮らしていれば自然に言葉も覚え、ドイツ化してくるだろうと考えられていた。しかし、衛星放送や格安国際電話の普及で海外にいても祖国の言葉に触れていられる機会が多くなり、また飛行機の格安チケットによって頻繁に里帰りすることもできるようになった（資料集p.194、195「ボーダレス化する世界」）。また、同じ出身国の移民が集まって暮らし、たとえばドイツ人が「ミニ・インタンブール」とよぶようなほぼ100%がトルコ人という地区も各地にできている。そのため、なかなかドイツ語を習得する機会がなく、ドイツ社会との接点が非常に少ないという問題が指摘されている。

ドイツは移民国ではないという立場から、長い間外国人の社会統合に関して積極的な政策をとってこなかった。しかし、ようやく外国人住民は一時的滞在者ではなく、定住化して社会の一部となるという現実を受け入れ、2005年から新しい移民

法を施行させた。

新しい移民法ではドイツ語力が十分でない新規入国移民に対し600時間以上のドイツ語の学習を義務化している（短期の滞在で帰国する駐在員などは対象外）。このように600時間ものドイツ語学習を課した背景には、移民の地域社会への参加や進学、そして就職などドイツで自立して生きていくための鍵が言葉の習得だという考えがある。



図6 ドイツ内務省発行『移住と統合』の表紙
さまざまな肌の人たちが手を取り合う

4 ドイツとフランス 国民とは？

現在、移民の統合政策は移民受け入れ国の共通かつ、緊急の対策課題であるが、実際の政策は国によってさまざまであり、共通した政策を立てることを望むEUの中でも、移民に関する入国規定や統合政策の統一は難しい。

ドイツの隣国であるフランスとは移民政策においてしばしば比較される。その最も大きな理由が「国民」の考え方の違いであると言っても過言ではない。フランスは人口の多さが国力につながると考えて植民地の人々をフランス人と見なし、また移民にも積極的にフランス国籍を付与してきた（資料集p.219「国民の定義」、図7）。サッカーのフランス代表選手の多くが移民的背景をもつことでもフランスの多民族社会がうかがえる。

一方でドイツは血統主義を貫き、難民の受け入れ率は高いものの、ドイツ国籍を取得することは非常に難しく、排他的であるとしばしば批判されてきた。

国籍取得の条件を簡易化するという欧州会議の方針を受けてドイツは2000年に国籍法を改正し、親のどちらかが8年以上合法的にドイツに滞在していた場合、子どもには生まれながらにドイツ国籍が与えられるようになった（図7）。ただ、現在はまだ成人してからの二重国籍は認められていない。

5 おわりに

EU拡大のみならずトランスボーダー化する世界において、人の移動を止めることは不可能といってよいだろう。そんな世界において、移民をどう受け入れ、そして自分たちの社会に取り込んでいくかは大きな課題である。移民の社会的統合はすぐになされるものではない。そして孤立したが社会問題となる時にはすでに手遅れといってよい。外国人労働者を受け入れ始めてからすでに50年以

上の経験をもつドイツは今も移民とともに暮らす社会のあり方を模索している。「移動の自由」によって起きる人々の交流、多様な社会、そしてまた国あるいは社会としてのあり方など、課題はまだ多い。

国民の定義

一般的に国民とは国家の構成員のことで、その国の国籍をもつ者をさし、国籍とは特定の国家に所属する個人の身分をいう。したがって、国籍が正式な国民としての証明とみなされる。国籍の取得は基本的には出生に伴う。その取得原則は、親の国籍によって決定される血統主義と、生まれた国の国籍を取得する生地主義とに大別される。たとえば日本は血統主義国であり、アメリカは生地主義国である。また、ドイツやフランス、オーストラリアのように両方の要素が混在している国もあり、植民地支配や移民受け入れ政策など、各国の歴史を反映している場合が多い。多民族国家が増加した現在では、国籍取得の原理もより複雑になりつつある。

④ おもな国の国籍取得の条件

- アメリカ**
非正規滞在・短期滞在・旅行を問わず、出生時にアメリカに滞在していることが条件。アメリカ籍の飛行機や船舶に乗り合わせていた場合でも有効。
- オーストラリア**
出生時にオーストラリアに滞在していることが条件。ただし、親のどちらかがオーストラリアの国民が永住者でなければならない。
- 日本**
出生時の滞在場所とは関係なく、親のどちらかが日本国民であることが条件。
- ドイツ**
出生時の滞在場所とは関係なく、親のどちらかがドイツ国民であることが条件。ただし移民の子どもは、出生時にドイツに滞在していれば23歳までに国籍の選択ができる。
- フランス**
出生時の滞在場所とは関係なく、親のどちらかがフランス国民であることが条件。ただし、2世代にわたってフランスに滞在した移民の子ども（三世）は、出生時にフランスに滞在していれば国籍を取得できる。

図7 国民の定義 『新詳地理資料 COMPLETE 2008』 p.219